



平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 富士フイルムホールディングス株式会社  
 代 表 者 名 代表取締役社長 中嶋 成博  
 ( コ ー ド 番 号 : 4 9 0 1 東 証 第 一 部 )  
 経 営 企 画 部  
 問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション室長  
 吉澤 ちさと  
 (TEL : 03-6271-1111)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 119 回定時株主総会に、下記のとおり、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されることから、当社定款に所要の変更を行うものであります。なお、第 27 条第 2 項の変更案を第 119 回定時株主総会に提出することについては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款 (抜粋)	変更案
第 27 条 (1) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> (2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	第 27 条 (1) (現行どおり) (2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 34 条 (1) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> (2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	第 34 条 (1) (現行どおり) (2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会予定日 平成 27 年 6 月 26 日  
 定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 26 日

以 上